

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格を超え最高価格の者へ販売する方法です。

令和8年10月5日

分任契約担当官

根釧東部森林管理署長 林 裕之

1 見積合わせに付する事項

（1）物 件 名 令和8年度根釧東部森林管理署不用物品売払

物件 番号	物件の名称	規格 (型式)	数 量	単 位	閲覧及び引渡場所
1	乗用自動車 スズキ エスクード	型式：CBA-TDA4W 初度登録年月：H25.2 車検：車検切れ	1	台	根釧東部森林管理署 北海道標津郡標津町南2条西 2丁目1番16号
2	乗用自動車 スズキ エスクード	型式：CBA-TDA4W 初度登録年月：H25.3 車検：車検切れ	1	台	根釧東部森林管理署 北海道標津郡標津町南2条西 2丁目1番16号

（2）物件引渡期限 代金納入後14日以内（支払い方法は別途指示する）

（3）物件搬出期間 物件引渡後7日以内

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

（1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2） 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の買受け』においてA、B又はCの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

（3） 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記(2)の証明書類及び委任状がある場合は委任状を見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

(1) 仕様書等を示す場所

北海道森林管理局→ホーム→公売・入札情報→一般競争入札(すべての公告)

(2) 問い合わせ先及びの見積書の提出先

根釧東部森林管理署 担当：総務グループ経理担当

〒086-1652 標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

電話 0153 - 82 - 2202

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和8年10月6日(火曜日)から受け付け、令和8年10月21日(水曜日)午後5時00分を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。

- (2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送等による提出も認めますが、上記(1)の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名) 見積書在中」と必ず朱書きしてください。

- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載してください。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法及び地方税法(以下「消費税等」という。)の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

また、内訳書を添付する場合は、内訳書の各項目に金額を記入し、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1週間程度(閉庁日除く)に見積書提出者に通知します。

- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局随意契約見積心得』](#)

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格を超え最高価格により見積した者を契約の相手方とします。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。）。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により売払いを中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>をご覧ください。